

## 担当窓口（問合せ先）

業 務 内 容	担当窓口（問合せ先）	電 話 番 号
◇新規免許申請（都知事・国土交通大臣） ◇更新免許申請（国土交通大臣） ◇各種変更等届出（国土交通大臣） ◇免許換え（都知事転入、国土交通大臣転出・転入） ◇営業保証金の供託・取戻し（都知事）	住宅政策本部 民間住宅部 不動産業課 免許担当 第二本庁舎 3階③番窓口	直通：03(5320)5064 内線：30393, 30395
◇更新免許申請（都知事） ◇各種変更等届出（都知事） ◇廃業等届出（都知事） ◇免許換え（都知事転出）	不動産業課 免許担当 第二本庁舎 3階⑤番窓口	直通：03(5320)5065 内線：30394, 30395
◇宅地建物取引士 （登録・取引士証及び取引士資格登録簿の 変更に関すること。）	不動産業課 免許担当 第二本庁舎 3階②番窓口	直通：03(5320)5063 内線：30391, 30392 30396, 30397
◇不動産業者の名簿の閲覧	不動産業課 調整担当 第二本庁舎 3階⑦番窓口	直通：03(5320)5072 内線：30371, 30372
◇業法第50条第2項の届出	不動産業課 調整担当 第二本庁舎 3階⑥番窓口	直通：03(5320)5072 内線：30371, 30372
◇宅地建物取引等についての相談 （重要事項説明等、賃貸住宅紛争防止条例 に基づく説明、不動産取引に関する相談）	不動産業課 指導相談担当 第二本庁舎 3階	直通：03(5320)5071 内線：30381, 30383 30384
◇賃貸ホットライン （原状回復、入居中の修繕等の賃貸相談等）	不動産業課 指導相談担当 第二本庁舎 3階	直通：03(5320)4958 内線：30373, 30374 30399

◎ 「宅地建物取引業免許申請の手引」等は住宅政策本部ホームページ「各種申請様式」からも御覧いただけます。

◎ 〈宅地建物取引業者免許情報提供サービス〉

<https://www.takken.metro.tokyo.lg.jp/>

問合せ先 不動産業課調整担当 ☎ 03-5320-5072



◎ 〈国土交通省ホームページ（宅地建物取引業免許申請等様式）〉

[https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/1\\_6\\_bt\\_000176.html](https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/1_6_bt_000176.html)

令和 4 年度

登録第 35 号

※本手引に記載の各ホームページアドレスは変更になる場合があります。

### 宅地建物取引業免許申請の手引

発 行 令和5年3月

東京都住宅政策本部 民間住宅部不動産業課

〒163-8001 新宿区西新宿2-8-1

電 話 03(5321)1111(代)